

この手引きにより、施設園芸木質バイオマス暖房機等設置費等補助金制度の目的、事前のご確認事項及び補助金の申請方法等をご案内させていただきます。つきましては、制度のご利用前に、ご一読いただけますようお願い申し上げます。

農林水産部地域資源再生課

## I. 南房総市における施設園芸木質バイオマス暖房機等の導入支援の目的

南房総市の森林面積は市域の約54%（12,347ha）を占め、この豊富な森林資源は、単に木材を得るためのものだけでなく、土砂災害の防止、水や大気の浄化及び生物多様性保全など、日々の私たちの暮らしに欠かせない大切な機能を持っています。

これら大切な森林機能を維持・保全していくためには、人の手による適切な森林整備と、そこから発生する木材の有効利用が不可欠ですが、長引く国産木材価格の低迷、林業従事者の減少及び高齢化などから、本市も全国各地と同様に、森林の荒廃問題に直面しています。

このような背景の中で、現在、市内で毎年実施されている森林整備では、年間約3,000m<sup>3</sup>近くの間伐材が発生していますが、この内の約7割に上る材は利用価値が少ないことから有効に利用されておらず、今後の持続的な森林整備の実施にも影響を与えかねない喫緊の課題となっています。

そのため、市では、森林整備で発生する未利用間伐材を有効な資源として活用するため、木質バイオマスのエネルギー利用の可能性に着目し、本市の基幹産業である農業の中で生産量の多い施設園芸が化石燃料の高騰によって経営が圧迫されていることを鑑み、施設園芸木質バイオマス暖房機等の導入普及を推進することとしました。



光が射し込む整備された  
市内の針葉樹林

本制度では、森林資源の新たな活用と化石燃料費の削減、また、これらの取組を通じて期待される二酸化炭素の排出削減による地球温暖化防止の促進を目的として、施設園芸木質バイオマス暖房機等の導入費用を助成します。

つきましては、本制度を活用される市内の施設園芸農家の皆様が、森林資源の積極的な利用と化石燃料の削減に意欲的に取組まれ、今後、市における木質バイオマスエネルギーの新しい活用モデルが構築されることを期待します。



市内森林整備現場の光景

## Ⅱ. 施設園芸木質バイオマス暖房機等設置費等補助金の内容

### ◆補助対象者（次のいずれにも該当する者）

①市内に住所を有し、かつ、市内で施設園芸※を行うもの

（※施設園芸の定義：温室、ハウス等の施設を利用して、野菜、花き、果樹及びその他の園芸作物を生産する方法）

②市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がない者

③補助金の交付申請をした年度内に暖房機の設置を完了することができる者

### ◆補助の対象となる木質バイオマス暖房機等

薪等※を燃料として施設園芸で使用する暖房器具及びボイラー

（※薪等の定義：形状は問わず、燃料として用意された木竹、木材及び木材の廃材等。）

### ◆補助対象経費等

補助対象経費 （税抜）	(1) 暖房機・煙突の購入費（いずれも未使用のもの） (2) 暖房機・煙突の設置工事費 (3) 保温カーテン、循環扇、給排水管その他の付帯設備※の購入費・設置工事費（暖房機と一体的に整備する場合に限る。）
補助額	補助対象経費（国・他の地方公共団体等からの補助額は控除する。）の10分の8の額（1,000円未満切捨て）（1基あたり上限80万円）
補助対象基数	一の申請者につき、1年度2基まで

備考

- 1 補助対象経費の購入費は、購入に係る運送費及び付属部品の購入費を含む。
- 2 補助対象経費の設置工事費は、設置に不可欠な消耗品費を含む。

#### （例）暖房機等1基導入

- ①暖房機等本体：360,000円（税抜）＋②煙突、保温カーテン、循環扇、付帯設備部品等：105,000円（税抜）＋  
③設置工事費：150,000円（税抜）＝補助対象経費合計：615,000円（設置場所により工事費は変動します）

補助額：615,000円×補助率8/10＝492,000円

### ◆補助金の交付を受けて導入した木質バイオマス暖房機等の利用に関する誓約等

- ①暖房機等を導入した施設の見学希望者等への対応及び市が必要に応じて開催する関係機関等連絡会議への参加に協力すること。
- ②暖房機等を設置した日から7年を経過するまでは、市長の承認を受けないで、暖房機等を譲渡、廃棄及び担保等にはいけないこと。
- ③暖房機等の使用に当たり、火災の予防と安全な利用に十分に注意し、適正な管理及び効率的な運用に努めること。
- ④薪等の燃焼による排煙が近隣住宅等の迷惑にならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には誠実に対応すること。
- ⑤ゴミ等の廃棄物（木材でも化学薬品が附着したものはこれに該当します。）及び健康を害するおそれのあるものは、一切燃やさないこと。
- ⑥栽培作物の生育不良や資産の損失が発生した場合、これらの賠償を市に求めないことを約束し、全て自己の責において解決すること。

**[木質バイオマス暖房機等を効率的に利用するための施設環境の主な留意点]**



①暖房機等周辺の断熱・循環扇を設置して温度ムラを回避



②二重カーテン（内張り）



③化石燃料暖房機等を併用して不燃トラブル等の回避



④薪保管場所が施設に近接

**[薪の規格(森林組合)]**



- 価格：8,800 円/m<sup>3</sup>  
(専用ラックで配送)
- 樹種：針葉樹（主に杉）
- 太さ：2 種類  
※30cm 級 & 70cm 級
- 含水率：20%以下

**[木灰の発生]**



1 日（満タン投入＋途中補充で 12 時間燃焼した場合）で約 1kg 程度の木灰が発生します。



木灰には、カリウムやカルシウム成分が含まれているため、肥料や土壌改良剤として有効利用できます。

**[十分に乾燥した燃料の重要性]**

使用する燃料が十分に乾燥していないと、十分な熱量を得られないだけでなく、煙突からの排煙や煤及びタールが大量に発生します。

これは不完全燃焼を引き起こしている症状であり、煙突から有害物質等を含む排ガスが多く排出されるだけでなく、煙突内部に詰まった煤やタールが火災を引き起こし、周辺可燃物に飛び火したり、施設内に煙が逆流して作物が枯死してしまう等の重大な事故につながります。

このため、木質バイオマス暖房機等の使用に当たっては、十分に乾燥した燃料（含水率 20%以下）を使用することが極めて重要となります。



※含水率が高い燃料を燃やしたときの排煙。水分の蒸発に熱量が使われてしまい、暖房効果が得られない。



※煙突の外部まで附着した煤とタール。含水率が高い燃料を使用すると煙突掃除が頻繁に必要になる。



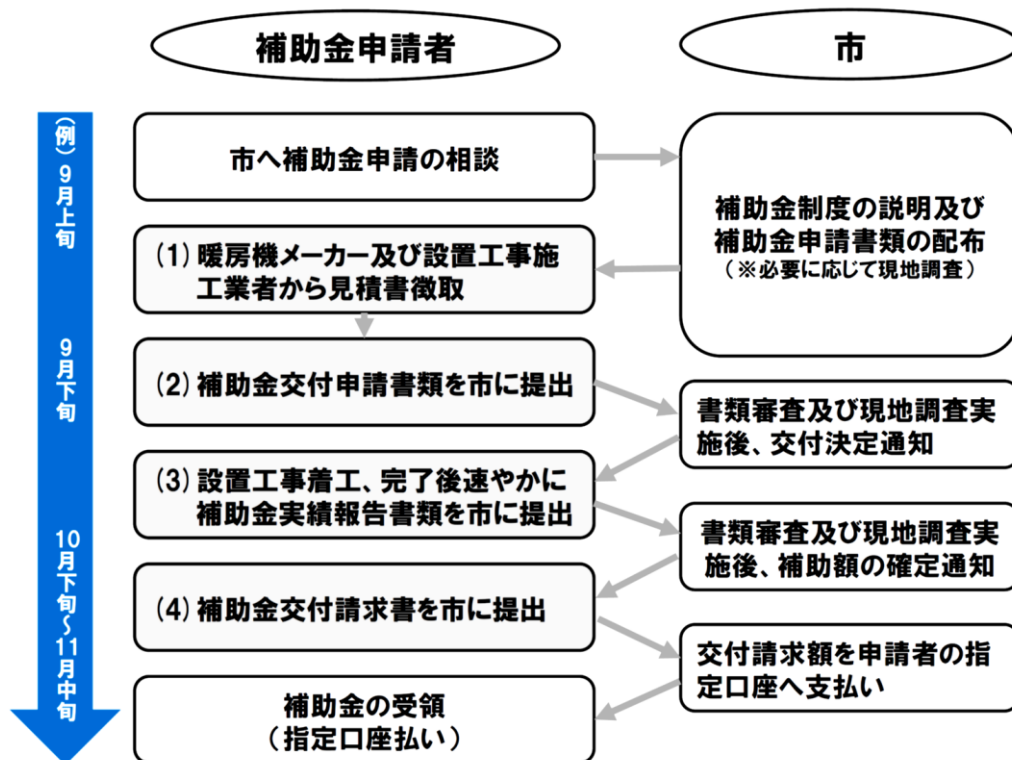
※煙突内部に附着した煤とタール。放って置くと、煙突内部の火災の原因となる。



※煙突が煤やタールで詰まり、逆流した煙が充満した施設内。花卉の弱い花卉類等は枯死してしまう。

### Ⅲ. 補助金の申請方法等

#### ◆補助金申請手続きの基本的な流れ



#### ◆補助金申請手続きに必要な提出書類

##### 上記手続き(2) ～補助金の交付申請～

- ①施設園芸木質バイオマス暖房機等設置費等補助金交付申請書 (第1号様式)
- ②添付書類
  - ・使用環境及び設置予定箇所見取図
  - ・住所等及び市税納付状況の確認同意書
  - ・誓約書
  - ・設置機種の様式書又はカタログ等の写し
  - ・補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

##### 上記手続き(3) ～補助金の実績報告～

- ①施設園芸木質バイオマス暖房機等設置費等補助金実績報告書 (第5号様式)
- ②添付書類
  - ・補助対象経費が確認できる内訳書及び領収書の写し
  - ・暖房機等の保証書又は納品書の写し
  - ・暖房機等の設置状況を示す写真

##### 上記手続き(4) ～補助金の交付請求～

- ・補助金等交付請求書 (南房総市補助金等交付規則別記第8号様式)

#### IV. その他留意事項

---

補助金交付の決定に当たっては、提出された補助金申請書類の内容や現地調査を踏まえ、木質バイオマス暖房機等の導入適性を総合的に審査します。このため、審査の結果により申請が却下されることもありますので、補助金申請を行う前に、まずは事前に市へご相談いただくことを推奨します。

また、補助金は、市の予算の範囲内で交付を行うものです。このため、補助金申請者が多数に上る場合は、先着順に補助金の交付対象者を決定しますので予めご了承ください。

##### <問い合わせ・補助金申請窓口>

南房総市農林水産部地域資源再生課

〒299-2492 南房総市富浦町青木28番地 南房総市役所 別館2

TEL：0470-33-1073 FAX：0470-20-4592

E-mail：shigen@city.minamiboso.lg.jp